

**国際会議計画趣意書 (主催または共同主催、技術協催、協賛、後援)**

様式

1

(メールにて、審議決定機関に送付してください。) ※ 技術協催、協賛、後援の場合は記入不要  
※※ 技術協催、協賛、後援の場合は概略でも可  
20 年 月 日

電子情報通信学会

会長 ○○○○ 殿 または ソサイエティ会長/グループ運営委員長 ○○○○ 殿  
(審議決定機関: 本部→会長、ソサイエティ→ソサイエティ会長、グループ→グループ運営委員長名)

国際会議名 (略称):  
準備委員会/実行組織委員会名:  
発起人/委員長等の氏名:

1. 国際会議名: 英文 \_\_\_\_\_  
和文 \_\_\_\_\_  
略称: 英文 \_\_\_\_\_

2. 開催期日: 20 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )  
定例会議ですか? Yes No Yes の場合前回の開催年月日 20 年 月 日

3. 開催会場: (国もしくは地域/都市名/会場名)

実行組織委員会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護についての関係法令及び本学会規程を遵守し、その取得・利用・管理について、適切に取り扱うよう努めます。

はい いいえ

4. 開催の規模: 発表論文予定件数: 約 件  
参加予定者数 : 約 名 [外国:約 名] [国内:約 名]

5. 形態: 該当の形態にチェック・記入 (マニュアルの 1.1 項【注】参照)

単独主催 (sponsored by など)

(a) 関連他学協会等の名称とその形態:

(b) 当該国際会議の出版物等に記載する形態の英文表記:

(c) 著作権の帰属先: 本会著作権規程に準拠し、本会に帰属 (著作権譲渡書は、本会事務局が引き継ぎ日本国の著作権法の定めに従って保存するので、国際会議終了後に提出)

【注】 他学会等には、有償もしくは無償にて非排他的な使用权 (著作権は電子情報通信学会に残すことを原則とする) を認める。ただし、他学会等に非排他的な使用权を認める場合は、事前に、著作権管理委員会と協議すること。

なお、IEEE との NSA (2025.5.29 締結) 第 4 条の (a) 及び 8 の内容に準拠 (チェック項目参照) した著作権の条項を含む契約等を締結する限り場合は、IEEE Xplore への二次利用については著作権管理委員会での審議は省略可能とする。ただし、事前または事後のいずれかのタイミングで著作権管理委員会に報告することを必須とする。

チェック項目 (下記すべての項目を満たさない場合は、著作権管理委員会での審議が必要)

- 本会が著作権を保持していること
- 対象論文すべてに著作権表示がされていること (記載例: Copyright©20\*\* IEICE)
- IEEE に対して、非排他的・非独占的 (Non-exclusive rights) な二次利用の許諾であること

(d) 本会 IEICE Proceedings Series へのコンテンツの提供: Yes (Open Access を選択: Yes No)  
No

共同主催 (cosponsored by など)

(a) 関連他学協会等の名称とその形態:

(b) 当該国際会議の出版物等に記載する形態の英文表記：

(c) 責任分担率内訳（財務を含む）：

(d) 著作権の帰属先：

- ・事前に他の開催団体と協議・取り決めを行うが、本会に帰属させない取決めをする場合、また、他団体への二次利用についても、事前に、著作権管理委員会と協議すること。

他学会等には、有償もしくは無償にて非排他的な使用权（著作権は電子情報通信学会に残すことを原則とする）を認める。ただし、他学会等に非排他的な使用权を認める場合は、事前に、著作権管理委員会と協議すること。

なお、IEEEとのNSA(2025.5.29締結) Article 4(b)及び8の内容に準拠(チェック項目参照)した著作権の条項を含む契約等を締結する限り場合は、IEEE Xplore への二次利用については著作権管理委員会での審議は省略可能とする。

チェック項目(下記すべての項目を満たさない場合は、著作権管理委員会での審議が必要)

- 本会が著作権を保持していること
- 対象論文すべてに著作権表示がされていること(記載例:Copyright©20\*\* IEICE)
- IEEE に対して、非排他的・非独占的(Non-exclusive rights)な二次利用の許諾であること

(e) 本会 IEICE Proceedings Series へのコンテンツの提供： Yes (Open Access を選択:Yes No)  
No

技術協催 (technically co-sponsored by など)

(a) 主催者名：

(b) 当該国際会議の出版物等に記載する形態の英文表記：

(c) その他の協催、協賛、後援団体名：

(d) 本会 IEICE Proceedings Series へのコンテンツの提供： Yes (Open Access を選択:Yes No)  
No

(Yes の場合使用权に関する主催者との覚書案を添付すること。No の場合その理由を説明すること。):

協賛 (in cooperation with など)

主催者名：

当該国際会議の出版物等に記載する形態の英文表記：

その他の協催、協賛、後援団体名：

後援 (in cooperation with など)

主催者名：

当該国際会議の出版物等に記載する形態の英文表記：

その他の協催、協賛、後援団体名：

6. 単独主催、共同主催（主格または同格等で）とする理由 ※：

7. 準備委員会（実行組織委員会等）及び事務局等の構成案（委員会名簿を別添のこと）※※：

8. 事業計画／収支計画（予算書を別添のこと）※※：

9. 連絡先（住所、所属、氏名、電話、E-mail、本会の委員会名、等を別添のこと）

★遵守事項（主催または共同主催の場合）

- A. 実行組織がマニュアル 1.1 項の事項を認識して、国際会議の企画・運営・管理を行う。  
継続的に開催する国際会議の場合は、会議終了後の剰余金（共同主催の場合は、責任分担率に乗じて本会決算に計上した剰余金）の 70%を次回開催の原資として活用することができる。
- B. 決算後の税務処理については、「国際会議活動収益」、「国際会議活動費」のすべて（共同主催の場合はその責任分担率に乗じて）を本会決算に計上することにより、学会全体の税務処理として実施する。但し、謝礼・交通費等の源泉税は別途計上をする。
- C. 本国際会議終了後に速やかに実施報告（事業報告書、決算報告書）を提出。また、「発行物」及び「事業報告」「決算報告」「通帳コピー」を提出。主催の場合は「著作権譲渡書(またはそれに代わるもの)」も提出し、共同主催の際に取り決めにより本会に譲渡する場合は、「著作権譲渡書(またはそれに代わるもの)」を提出する。

## 使用権に関する覚書（例）

一般社団法人\*\*\*学会（以下甲）は一般社団法人電子情報通信学会（以下乙）に対し、関連する学問・技術分野の発展を目的に、第1条に定めた対象著作物（以下「記事等」という。）の使用権を以下の条件につき付与する旨の覚書を締結する。

（対象著作物）

第1条 対象とする記事等を以下とする。

201\*年\*月\*-\*日に開催された（会議名）の予稿。

（使用権の対価）

第2条 乙は甲に使用権の対価として以下を覚書締結後3カ月以内に支払う。

予稿5ページにつき¥¥¥¥ドル。

（権利の帰属）

第3条 記事等に関する使用権は、甲の同意なしに、第三者に対して譲渡することができない。

（個別の学会による著作物の利用）

第4条 乙は、甲の承諾を得ることなく、当該記事等を出版し、CD-ROM等の媒体を作成、販売し、Webサイトに掲載する等の任意の方法で、これを利用することができるものとする。ただし、この場合には、出所等の必要な事項（©2019一般社団法人\*\*\*学会）を明示しなければならない。

（第三者の利用）

第5条 乙に対し、第三者から当該記事等の利用許諾を求める申請がなされた場合、許諾の可否および許諾にかかる利用の範囲について、甲の承諾を得ることなく、個々に決定できるものとし、当該利用許諾に基づき得られた収入についても、乙のみの収入とすることができる。

（著作者による著作物の利用）

第6条 甲は、乙が定める方針に従って、著作者自身が利用することを希望する場合に、これに異議を申し立て、もしくは妨げることを行わない。

（著作権侵害および紛争処理）

第7条 掲載された記事等に対して、第三者から著作権侵害あるいは侵害の疑いの指摘がなされた場合には、甲乙と著作者が、対応について協議し解決を図るものとする。

2. 乙会誌に掲載された記事等が、第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害の問題を惹起した場合には、当該記事等の著作者が最終的な一切の責任を負う。

（本覚書の変更）

第8条 本覚書は、甲および乙の合意により、変更の内容を定めた文書を作成した場合にのみ変更できるものとする。

（本覚書の有効期間）

第9条 本覚書の有効期間は、本覚書締結時から1年とし、以後期間満了3カ月前までに甲乙のいずれかから書面による契約終了の意思表示をしないときは、本覚書はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条 本覚書は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈される。

2. 当事者は、本覚書にかかる紛争、疑義、見解の不一致等に関する解決については、東京地方裁判所を専属管轄にする旨合意する。

2019年x月x日

住 所：東京都新宿区\*\*\*\*\*

会長名：一般社団法人\*\*\*\*学会 会長\*\*\*\* 印

住 所：東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館1F 101 号室

会長名：一般社団法人 電子情報通信学会 会長\*\*\*\* 印